審　査　基　準

平成２１年３月１０日作成

法　　令　　名：	技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：	第５条第２項
処 分 の 概 要：	技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：	
審　査　基　準：	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：	５日
申　　請　　先：	警察本部運転免許課
問　合　せ　先：	警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備　　考：	